

平成 17 年以降、公的年金等控除の縮小（）65 歳以上の最低保障額 140 万円⇒120 万円）、老年者控除（50 万円）の廃止。所得税や住民税の定率減税全廃が相次いで実施されて高齢者の税負担が増加した。

社会保障制度改革国民会議の報告書では、「公的年金等控除などを見直して、課税を強化する」方向を打ち出した。年金受給者への課税強化は、年金受給額の更なる実質的切り下げをもたらすものである。

また年金からは所得税（雑所得）、介護保険料、後期高齢者医療制度の保険料などが天引きされており、目減り感が増大し、大きな圧迫感となっている。

平成 26 年 4 月、消費税を 8%、平成 27 年 10 月 10%に引き上げることを柱とした 3 党合意による「消費増税関連法案」が平成 24 年 8 月 10 日に成立した。平成 26 年 11 月、衆議院解散前に政府は消費増税先送りを決定した。しかし、食料品等の生活必需品に関する軽減税率にすることなどの負担軽減方針は未決定。

消費増税分を社会保障費に充当している比率を精査する必要がある。

（参考：国税庁HPから）